

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	家庭的保育事業等の設備及び運営に対する改善の勧告等		
根拠法令及び条項	児童福祉法第34条の17第3項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 児童福祉法第34条の17第3項に掲げる基準		
処分基準設定年月日	昭和22年12月12日	処分基準最終変更年月日	令和4年6月22日
所管部署	生涯学習部保育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。